

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に係る指針

求職者等に対するセクシュアルハラスメントにより当該求職者等の求職活動等が阻害されることのないよう、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき定められた「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働省告示第 52 号）」において、事業主が雇用管理上講ずべきとされた措置等のうち、求職活動等及び相談窓口に関する措置等を定めるものである。

1 定義

（１）求職者等

当企業団の職員（会計年度任用職員を含む。）として採用されようとし、その意思を表示している者や、当企業団が行う職場見学会・説明会、インターンシップ等の活動に参加している者をいう。

（２）求職活動等

求職者等が行う、求職活動や職業の選択に資する活動であって、以下のものを含むものとする。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれ、職員が通常勤務している場所で行われるものに限らない。

①採用（選考）試験の受験

②職場見学会・説明会、インターンシップ等への参加

2 求職活動等に関する面接・面談等の時間、場所、実施体制及び連絡手段等について

求職活動等に関する面接・面談等の時間、場所、実施体制及び連絡手段等は次のとおりとする。

（１）面接・面談等の時間

原則として、８時３０分から１７時１５分までの間とする。

（２）場所

当企業団の会議室、その他当企業団が指定する場所とする。

（３）実施体制

複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当企業団が認めた体制で行う。

なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施する。

（４）連絡手段

求職者等に対する連絡は、郵送、電話、電子メール又は電子申請・届出サービスにより行い、電話にあつては公用電話、電子メールにあつては公用のメールアドレスを使用する。

(5) オンライン会議システムの利用

オンライン会議システムを利用して面接・面談等を行う場合には、当企業団が指定するシステムを用いて実施する。

3 相談窓口について

- (1) 求職活動等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口を香川県広域水道企業団内に設置し、相談員を置く。
- (2) 相談員は、相談者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を遵守しなければならない。